

競技者規程

(登録手続き)

第6条 競技者及びチームの地方連盟への登録は、次のとおりとする。

- (2) チームの登録は、人数が8人未満でも登録することが出来る。**また競技者が最も多く在籍する地方連盟に申請しなければならない。**

登録しようとするチームは、申請者を定め地方連盟に対しチームに所属する競技者全員分を一括して所定の競技者登録申請書(様式I)に必要な事項を記入の上、申請しなければならない。地方連盟内に所属するチームがない場合は、その限りでない。但し、チーム登録申請と連盟が定めるチーム登録料納付は、4月1日から5月31日の間に行わなければならない。4月1日以降、新規に登録するチームは、連盟が主催、主管する大会の予選会が開催される前までに、登録の申請と登録料の納入を同時に行うものとする。

例外として、予選会が開催されない場合において地方連盟から推薦を受けようとするチームは、本大会の開催日の3ヶ月前までに登録の申請と登録料の納入を同時に行わなければならない。なお、開催日が決まっていた予選会が中止になった場合は、当初の開催日の前日までに登録の申請と登録料の納入を同時に行うものとする。

- 61 -



競技者規程第6条(2)の一部変更 (変更後)

- (2) チームの登録は、人数が8人未満でも登録することが出来る。**また責任者の在籍する地方連盟に申請しなければならない。**

登録しようとするチームは、申請者を定め地方連盟に対しチームに所属する競技者全員分を一括して所定の競技者登録申請書(様式I)に必要な事項を記入の上、申請しなければならない。地方連盟内に所属するチームがない場合は、その限りでない。但し、チーム登録申請と連盟が定めるチーム登録料納付は、4月1日から5月31日の間に行わなければならない。4月1日以降、新規に登録するチームは、連盟が主催、主管する大会の予選会が開催される前までに、登録の申請と登録料の納入を同時に行うものとする。

例外として、予選会が開催されない場合において地方連盟から推薦を受けようとするチームは、本大会の開催日の3ヶ月前までに登録の申請と登録料の納入を同時に行わなければならない。なお、開催日が決まっていた予選会が中止になった場合は、当初の開催日の前日までに登録の申請と登録料の納入を同時に行うものとする。

- 61 -

- (2) 競技者として著しく連盟の品位と名誉を傷つけた場合
- (3) スポーツマンシップに著しく反する行為のあった場合
- (4) ドーピングに該当する行為のあった場合

(競技者登録証の提示)

第11条 競技者は、競技会に参加しようとするときは競技者登録証を持参し、計量責任者の要求に応じて提示の上、所定の計量を受けなければならない。ただし、連盟が特に指定する場合はこの限りではない。

#### 競技者規程の改訂経過

1993年4月1日 制定  
1999年3月26日 改訂  
2000年9月29日 改訂  
2003年6月14日 改訂  
2008年3月15日 改訂  
2013年6月22日 改訂  
2015年12月12日 改訂  
2021年3月1日 改訂  
2022年3月5日 改訂  
2025年8月9日 改訂